

議第33号

京都市老人短期入所施設条例を廃止する等の条例の制定について  
京都市老人短期入所施設条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市老人短期入所施設条例を廃止する等の条例  
(京都市老人短期入所施設条例の廃止)

第1条 京都市老人短期入所施設条例は、廃止する。

(京都市老人短期入所施設条例の一部改正)

第2条 京都市老人短期入所施設条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に  
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、  
公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 社会福祉関連施設の項中「、老人短期入所施設」を削る。

提案理由

老人短期入所施設を廃止する等の必要があるので提案する。